

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成30年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

光 証 券 株 式 会 社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号 光証券株式会社

2. 登録年月日 平成19年9月30日
(登録番号) (近畿財務局長(金商)第30号)

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和23年4月	光証券株式会社設立
昭和27年3月	同 三木営業所開設
昭和28年3月	同 小野営業所開設
昭和38年8月	同 網干営業所開設
昭和58年12月	同 垂水営業所開設
昭和63年4月	同 御影支店開設
昭和63年7月	同 三木営業所、支店に昇格
昭和63年9月	同 小野営業所、支店に昇格
平成元年3月	同 夙川支店開設
平成元年8月	同 垂水駅前支店開設
平成元年9月	同 網干営業所、支店に昇格
平成2年7月	同 加西営業所開設
平成8年1月	同 東京支店開設
平成11年3月	同 倉敷支店開設
平成11年3月	同 笠岡支店開設
平成11年3月	同 柏原営業所開設
平成16年7月	同 垂水支店開設(垂水駅前支店・垂水営業所 統合)
平成17年1月	同 投資運用部(現 投資運用サービス部)新設
平成22年3月	同 御影支店、夙川支店に統合
平成22年3月	同 垂水支店、本店に統合
平成22年3月	同 加西営業所、小野支店に統合
平成22年4月	同 柏原営業所、支店に昇格

(2) 経営の組織

①取締役会は、定款により取締役会長・取締役社長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役の役付取締役と役付でない取締役の合計 11 人以内で構成する。

②当社に、次の本部、営業店担当、支店、営業所、部及び課を置く。

管理本部

検査部 検査課 営業考査課 売買審査課
管理部 総務課 本店管理課 支店管理課 営業所管理課

引受部

ディーリング本部

本店ディーリング部

東京ディーリング部

商品部

ディーリング管理課 トレーディング課 商品管理課 投資情報課

営業本部

本店 営業第一部 一課 二課

営業第二部

法人課

東京支店 営業部 営業課

法人課

倉敷支店 営業第一部

営業第二部

笠岡支店 営業部

三木支店 営業課

小野支店 営業課

夙川支店 営業課

網干支店 営業課

柏原支店 営業課

投資運用サービス部

運用課 営業課 管理課

4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. 森中 蕃	2,775,465 株	33.37%
2. (有)銭屋寛兵衛	1,838,589 株	22.10
3. 森中 寛	1,587,002 株	19.08
4. (株)ブルアンドベア	1,339,949 株	16.11
5. 森中 啓子	345,678 株	4.15
6. 関 美和	96,804 株	1.16
7. 赤保 正文	52,141 株	0.62
8. 実行教石切教会	43,750 株	0.52
9. 河原 進	36,659 株	0.44
10. (有)美和	24,528 株	0.29
その他 (30名)	175,435 株	2.10
計 40名	8,316,000 株	100.00

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

役 職 名	氏 名
代表取締役社長	森中 寛
取締役	河野 順一
取締役	綱 勝
監査役	山口 覚
非常勤監査役	竹田 知行
非常勤監査役	谷川 昭広

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
綱 勝	取締役 管理本部長

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法（以下「法」という。）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
市川 雅史	投資運用サービス部長
若木 潤	投資運用サービス部 課長代理
見録 宏隆	投資運用サービス部 課長代理

- (3) 投資助言・代理業（法第 28 条第 3 項に規定する投資助言・代理業をいう。）に関し、法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の営業所又は事務所の業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

投資助言・代理業を行っておりません。

7. 業務の種類

(1) 主要な業務（法第2条第8項）

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ並びに代理
- ③ 取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ並びに代理
- ④ 外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ並びに代理
- ⑤ 有価証券の引受け
- ⑥ 有価証券の売出し
- ⑦ 有価証券の募集及び売出しの取扱い並びに私募の取扱い
- ⑧ 投資一任契約に係る業務
- ⑨ 有価証券等管理業務

(2) 付随業務（法第35条第1項）

- ① 有価証券の貸借業務
- ② 信用取引に付随する金銭の貸付業務
- ③ 保護預り有価証券担保貸付業務
- ④ 有価証券に関する顧客の代理業務
- ⑤ 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
- ⑥ 累積投資契約の締結業務
- ⑦ 有価証券に関連する情報の提供又は助言業務
- ⑧ 譲渡性預金その他金銭債権の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理業務
- ⑨ 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
- ⑩ 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務

(3) その他業務（法第35条第2項）

- ① 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ② 通貨の売買
- ③ 他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒650-0001 兵庫県神戸市中央区加納町3丁目4番2号
東京支店	〒104-0033 東京都中央区新川1丁目25番地9号
三木支店	〒673-0431 兵庫県三木市本町1丁目3番16号
小野支店	〒675-1372 兵庫県小野市本町644番地の7
夙川支店	〒662-0074 兵庫県西宮市石劔町1番16号
網干支店	〒671-1252 兵庫県姫路市網干区垣内東町162番地の2
倉敷支店	〒710-0826 岡山県倉敷市老松町3丁目2番21号
笠岡支店	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡5194番地の8
柏原支店	〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原307番地2

9. 他に行っている事業の種類

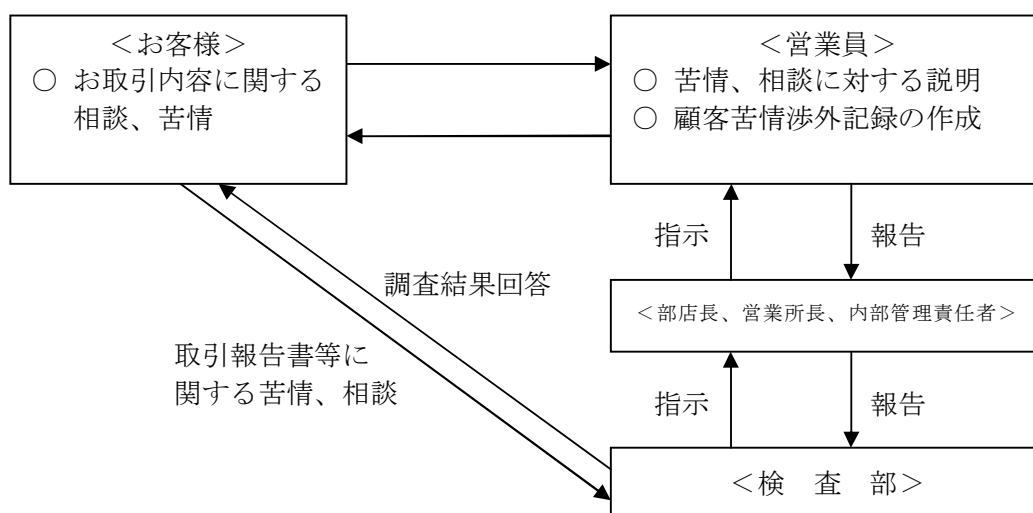
該当事項はありません

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

お客様からの苦情、相談の申し出に関しては営業員が対応し、営業員は、速やかにその内容を部店長、営業所長又は内部管理責任者に報告する。部店長、営業所長又は内部管理責任者は検査部へ報告を行い、検査部からの指示を受ける。

なお、お客様への問い合わせとして、取引報告書等に検査部をお問い合わせ窓口として078-391-2180を記載しております。また、平成23年4月1日から苦情等解決の為の外部機関等の利用に、第一種金融商取引業 特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「F I N M A C」という。）との間で特定一種金融商品取引業務に係る手続き実施基本契約書を締結し、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等の紛争等解決の業務に適切に協力するものとしております。

投資運用業は、金商法第37条の7第1項第4号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会（F I N M A Cに業務委託）を利用いたします。当社は、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等の紛争等解決の業務に適切に協力するものとしております。



11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

株式会社 東京証券取引所（総合取引参加者）
株式会社 大阪取引所（先物取引参加者）

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期の収益は、受入手数料 943,065 千円(前期比 114.0%) となり、この内委託手数料は、797,583 千円(前期比 115.0%)でありました。トレーディング損益は、158,535 千円(前期比 139.7%) の利益、金融収支は、27,436 千円(前期比 186.6%)を計上いたしました。また、投資有価証券として保有する日本取引所グループ株の一部売却等により、205,857 千円を特別利益に計上致しました。

一方、経費は販売費・一般管理費が 1,354,043 千円(前期比 104.5%) となりました。以上の結果、当期純利益は 133,092 千円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
資本金	513	513	513
発行済株式総数	8,316(千株)	8,316(千株)	8,316(千株)
営業収益	1,194	1,001	1,309
(受入手数料)	943	827	1,123
((委託手数料))	797	693	899
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	—	—	—
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	69	69	139
((その他の受入手数料))	76	64	85
(トレーディング損益)	158	113	△ 118
((株券等))	158	113	△ 118
((債券等))	—	—	—
((その他))	—	—	—
純営業収益	1,129	955	1,209
経常損益	△ 41	△ 151	△ 70
当期純損益	133	△ 36	178

※純営業収益＝営業収益－金融費用

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
自 己	334,070	244,301	330,047
委 託	129,914	85,631	140,930
計	463,984	329,932	470,977

- ② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況
(単位：千株、百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高	
平成 30年 3月 期	株券	—	—	—	2	25	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	3,493	2,322	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	3,496	2,347	—	—
平成 29年 3月 期	株券	—	—	—	3	24	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	2,457	2,336	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	2,460	2,361	—	—
平成 28年 3月 期	株券	—	—	—	1	28	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	4,087	5,446	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	4,088	5,474	—	—

(3) その他業務の状況
投資一任契約に係る業務

① 投資一任契約に係る業務を行う営業所の状況

名称	所在地	認可業務開始年月日	役員及び使用人
東京支店 (投資運用 サービス部)	東京都中央区新川 1 丁目 25 番地 9 号	平成 18 年 4 月 1 日	5 名
計 1 店			計 5 名

② 投資一任契約に係る業務の状況

		国内		小計	海外		小計	合計
		年金	その他		年金	その他		
平成 30 年 3 月 期	契約数	一件	168 件	168 件	一件	一件	一件	168 件
	運用資産 総 額	—	1,206 百万円	1,206 百万円	—	—	—	1,206 百万円
平成 29 年 3 月 期	契約数	一件	116 件	116 件	一件	一件	一件	116 件
	運用資産 総 額	—	936 百万円	936 百万円	—	—	—	936 百万円
平成 28 年 3 月 期	契約数	一件	32 件	32 件	一件	一件	一件	32 件
	運用資産 総 額	—	409 百万円	409 百万円	—	—	—	409 百万円

注) 金額の百万円未満は四捨五入しております。

③ 投資一任契約に係る投資の状況

[1] 有価証券の売買状況 (約定ベース)

	株式 売買高	公社債券 売買高	受益証券 売買高	信託受益権 売買高	その他有価証券 売買高
平成 30 年 3 月期	2,498 百万円	—	195 百万円	—	—
平成 29 年 3 月期	3,634 百万円	—	305 百万円	—	—
平成 28 年 3 月期	6,291 百万円	—	1,195 百万円	—	—

[2] デリバティブ取引の状況 (約定ベース)

該当事項なし

④ 運用受託報酬

平成 30 年 3 月期	3 1 百万円
平成 29 年 3 月期	1 8 百万円
平成 28 年 3 月期	1 8 百万円

(4) 自己資本規制比率の状況 (単位：%、百万円)

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
自己資本規制比率 (A/B ×100)	473.7%	643.9%	585.7%
固定化されていない自己 資本 (A)	10,874	10,148	10,695
リスク相当額 (B)	2,295	1,575	1,825
市場リスク相当額	1,878	1,185	1,340
取引先リスク相当額	76	70	87
基礎的リスク相当額	340	319	397

(5) 使用人の総数及び外務員の総数 (単位：名)

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
使用人	96	108	104
(うち外務員)	(92)	(105)	(102)

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	平成 30 年 3 月 期 (30. 3. 31 現在)		平成 29 年 3 月 期 (29. 3. 31 現在)		比較増減 (△)
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資 産 の 部)					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	669		939		△ 270
預 託 金	9,500		11,300		△ 1,800
トレーディング商品	69		116		△ 47
商品有価証券等	69		116		△ 47
約定見返勘定	—		—		—
信用取引資産	3,679		3,239		439
信用取引貸付金	3,647		2,840		806
信用取引借証券担保金	31		398		△ 366
立 替 金	—		—		—
短期差入保証金	422		462		△ 40
前 払 金	—		—		—
前 払 費 用	2		2		0
未 収 入 金	2		9		△ 6
未 収 収 益	37		37		0
繰延税金資産	—		—		—
その他の流動資産	—		—		—
流 動 資 産 計	14,382	69.2	16,106	75.3	△ 1,723
固 定 資 産					
有 形 固 定 資 産	232	1.1	243	1.1	△ 11
建 物	32		36		△ 4
器 具 ・ 備 品	22		29		△ 6
土 地	177		177		—
無 形 固 定 資 産	23	0.1	26	0.1	△ 3
電 話 加 入 権	8		8		—
そ の 他	14		17		△ 3
投 資 等	6,132	29.5	5,000	23.4	1,132
投資有価証券	6,022		4,890		1,132
出 資 金	7		7		—
長期貸付金	1		—		1
長期差入保証金	99		101		△ 1
長期前払費用	0		0		0
繰延税金資産	—		—		—
その他の投資等	0		0		0
貸倒引当金	—		—		—
固 定 資 産 計	6,388	30.8	5,270	24.7	1,117
繰 延 資 産 計	—		—		—
資 産 合 計	20,771	100.0	21,377	100.0	△ 605

科 目	期 別	平成 30 年 3 月 期 (30. 3. 31 現在)		平成 29 年 3 月 期 (29. 3. 31 現在)		比較増減 (△)
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(負 債 の 部)						
流 動 負 債						
トレーディング商品		22		21		0
商品有価証券等		22		21		0
約定見返勘定		25		74		△ 49
信用取引負債		793		1,511		△ 717
信用取引借入金		735		1,086		△ 351
信用取引貸証券受入金		58		425		△ 366
預り金		5,282		5,119		163
顧客からの預り金		5,016		4,879		137
その他の預り金		265		239		26
受入保証金		446		428		18
信用取引受入保証金		438		419		19
先物取引受入証拠金		7		9		△ 1
短期借入金		350		1,500		△ 1,150
前受収益		0		0		0
未払金		13		4		8
未払費用		37		22		14
未払法人税等		14		5		8
その他流動負債		—		—		—
流 動 負 債 計		6,987	33.6	8,689	40.6	△ 1,702
固 定 負 債						
繰延税金負債		1,709		1,425		283
退職給付引当金		84		79		5
その他固定負債		562		549		12
固 定 負 債 計		2,356	11.3	2,055	9.6	301
引 当 金						
金融商品取引責任準備金		11		15		△ 4
引 当 金 計		11	0.1	15	0.1	△ 4
負 債 合 計		9,354	45.0	10,759	50.3	△ 1,404

科 目	期 別	平成 30 年 3 月期 (30. 3. 31 現在)		平成 29 年 3 月期 (29. 3. 31 現在)		比較増減 (△)
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(純 資 産 の 部)						
株 主 資 本		7,538		7,414		124
資 本 金		513	2.5	513	2.4	—
資 本 剰 余 金		16	0.1	16	0.1	—
資 本 準 備 金		16		16		—
利 益 剰 余 金		7,009	33.7	6,884	32.2	124
利 益 準 備 金		128		128		—
そ の 他 利 益 剰 余 金		6,880		6,755		124
任 意 積 立 金		2,300		2,300		—
繰 越 利 益 剰 余 金		4,580		4,455		124
評 価 ・ 換 算 差 額 等		3,877	18.7	3,203	15.0	673
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		3,877		3,203		673
純 資 産 合 計		11,416	55.0	10,617	49.7	798
負 債 及 び 純 資 産 合 計		20,771	100.0	21,377	100.0	△ 605

(2) 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	平成 30 年 3 月期 (29. 4. 1～30. 3. 31)		平成 29 年 3 月期 (28. 4. 1～29. 3. 31)		比較増減 (△)
	金 額	百分比	金 額	百分比	
営 業 収 益	1,194	100.0	1,001	100.0	192
受 入 手 数 料	943		827		115
ト レーディング損益	158		113		45
金 融 収 益	92		60		32
金 融 費 用	65		45		19
純 営 業 収 益	1,129	94.5	955	95.4	173
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	1,354	113.4	1,295	129.4	58
営 業 利 益	△ 225	△ 18.8	△ 340	△ 34.0	115
営 業 外 収 益	184	15.5	189	18.9	△ 4
営 業 外 費 用	0	0.1	0	0.1	0
経 常 利 益	△ 41	△ 3.4	△ 151	△ 15.2	110
特 別 利 益	205	17.2	148	14.9	57
投 資 有 価 証 券 売 却 益	201		143		58
金 融 業 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	4		5		△ 1
特 別 損 失	—	—	—	—	—
税 引 前 当 期 利 益	164	13.8	△ 3	△ 0.3	167
法 人 税 等	31	2.7	33	3.4	△ 1
法 人 税 等 調 整 額	—	—	—	—	—
当 期 利 益	133	11.1	△ 36	△ 3.7	169

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

株主資本		平成 30 年 3 月期 (29. 4. 1～ 30. 3. 31)	平成 29 年 3 月期 (28. 4. 1～ 29. 3. 31)	比較増減 (△)
資本金	当期首残高	513	513	—
	当期変動額 新株の発行	—	—	—
	当期末残高	513	513	—
資本剰余金				
資本準備金	当期首残高	16	16	—
	当期変動額 新株の発行	—	—	—
	当期末残高	16	16	—
その他資本剰余金	当期首残高	—	—	—
	当期変動額	—	—	—
	当期末残高	—	—	—
資本剰余金合計	当期首残高	16	16	—
	当期変動額	—	—	—
	当期末残高	16	16	—
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高	128	128	—
	当期変動額 剰余金の配当	—	—	—
	当期末残高	128	128	—
その他利益剰余金				
任意積立金	当期首残高	2,300	2,300	—
	当期変動額	—	—	—
	当期末残高	2,300	2,300	—
繰越利益剰余金	当期首残高	4,455	4,534	△ 78
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	△ 8 133	△ 41 △ 36	33 169
	当期末残高	4,580	4,455	124
利益剰余金合計	当期首残高	6,884	6,962	△ 78
	当期変動額	124	△ 78	203

株主資本		平成30年3月期	平成29年3月期	比較増減 (△)
		(29.4.1～ 30.3.31)	(28.4.1～ 29.3.31)	
自己株式	当期末残高	7,009	6,884	203
	当期首残高	—	—	—
	当期変動額 自己株式の処分	—	—	—
	当期末残高	—	—	—
株主資本合計	当期首残高	7,414	7,492	△ 78
	当期変動額	124	△ 78	203
	当期末残高	7,538	7,414	124
評価・換算差額				
その他有価証券評価差額金	当期首残高	3,203	3,613	△ 409
	当期変動額 (純額)	673	△ 409	1,083
	当期末残高	3,877	3,203	673
繰延ヘッジ損益	当期首残高	—	—	—
	当期変動額 (純額)	—	—	—
	当期末残高	—	—	—
土地再評価差額金	当期首残高	—	—	—
	当期変動額 (純額)	—	—	—
	当期末残高	—	—	—
評価・換算差額等合計	当期首残高	3,203	3,613	△ 409
	当期変動額	673	△ 409	1,083
	当期末残高	3,877	3,203	673
新株予約権	当期首残高	—	—	—
	当期変動額 (純額)	—	—	—
	当期末残高	—	—	—
純資産合計	当期首残高	10,617	11,105	△ 488
	当期変動額	798	△ 488	1,286
	当期末残高	11,416	10,617	798

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

① 担保資産

(単位：千円)

被担保債務		担保に供している資産						
科目	期末残高	預金・預託金	商品有価証券等	その他の流動資産	有形固定資産	投資有価証券	その他の固定資産	計
短期借入金	350,000	—	—	—	—	—	—	—
金融機関借入金	(350,000)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
証券金融会社借入金	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
信用取引借入金	735,025	2,000	—	—	—	—	—	2,000
1年以内返済長期借入金	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,085,025	2,000	—	—	—	—	—	2,000

(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して453,813千円、信用取引借入金に対して336,976千円差し入れています。

② 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(単位：千円)

① 信用取引貸証券	60,252
② 信用取引借入金の本担保証券	366,690
③ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	—
④ 現先取引で売却した有価証券	—
⑤ 差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く。)	—
⑥ 差入保証金代用有価証券	29,714
⑦ 長期差入保証金代用有価証券	—
⑧ その他担保として差し入れた有価証券	—
⑨ 顧客分別金信託として信託した有価証券	—

③ 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

(単位：千円)

① 信用取引貸付金の本担保証券	3,327,340
② 信用取引借証券	—
③ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	—
④ 現先取引で買い付けた有価証券	—
⑤ 受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る。)	—
⑥ 受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る。)	5,524,422
⑦ その他担保として受入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	—

- (2) 偶発債務の内容及び金額

該当事項はありません。

- (3) 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

(1) 受入手数料の内訳

(単位：千円)

区 分		備 考
委 託 手 数 料	797,583	
(株 券)	786,335	
[うち 先 物]	1,999	
(債 券)	—	
[うち 先 物]	—	
[うち 新株予約権付社債]	—	
(受 益 証 券)	11,247	
(そ の 他)	—	
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	—	
(株 券)	—	
(債 券)	—	
[うち 国 債]	—	
[うち 普 通 社 債]	—	
[うち 新株予約権付社債]	—	
[うち 外 国 債]	—	
(受 益 証 券)	—	
(そ の 他)	—	
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	69,305	
(株 券)	258	
(債 券)	—	
(受 益 証 券)	69,046	
(そ の 他)	—	
その他の受入手数料	76,176	
(株 券)	6,493	
(債 券)	—	
(受 益 証 券)	38,940	
(そ の 他)	30,742	投資一任業務報酬 他
受 入 手 数 料 計	943,065	
(株 券)	793,088	
(債 券)	—	
(受 益 証 券)	119,234	
(そ の 他)	30,742	

(2) トレーディング損益の内訳

(単位：千円)

区 分	実現損益	評価損益	計
株券等トレーディング損益	156,732	1,803	158,535
(商品有価証券等)	194,554	1,803	196,358
(デリバティブ取引)	△ 37,822	—	△ 37,822
債券等トレーディング損益	—	—	—
(商品有価証券等)	—	—	—
(デリバティブ取引)	—	—	—
その他のトレーディング損益	—	—	—
トレーディング損益計	156,732	1,803	158,535

(3) 金融収益及び金融費用の内訳

(単位：千円)

金 融 収 益		備 考
信用取引収益	71,238	為替差益 等
現先取引収益	—	
有価証券貸借取引収益	—	
受取配当金	3,637	
受取債券利子	—	
収益分配金	—	
受取利息	187	
その他の金融収益	17,636	
合 計	92,700	
金 融 費 用		備 考
信用取引費用	17,981	為替差損 等
現先取引費用	—	
有価証券貸借取引費用	—	
支払債券利子	—	
支払利息	729	
その他の金融費用	46,553	
合 計	65,264	

(4) 販売費・一般管理費の内訳

(単位：千円)

区 分		備 考
取引関係費	147,781	
(支払手数料)	11,169	
(取引所・協会費)	33,444	
(通信・運送費)	77,484	
(広告宣伝費)	11,855	
(旅費・交通費)	10,267	
(交際費)	3,559	
人件費	775,961	
(役員報酬)	87,909	
(従業員給料)	520,713	
(歩合外務員報酬)	35,222	
(その他の報酬・給料)	16,598	
(退職金)	—	
(福利厚生費)	91,013	
(賞与引当金繰入れ)	—	
(退職給付費用)	24,504	
不動産関係費	195,905	
(不動産費)	118,106	
(器具・備品費)	77,799	
事務費	156,409	
(事務委託費)	151,738	
(事務用品費)	4,671	
減価償却費	19,854	
租税公課	19,764	
貸倒引当金繰入れ	—	
その他	38,365	
(営業資料代)	24,334	
(水道光熱費)	8,097	
(雑費)	1,953	
(雑誌図書費)	1,535	
(諸会費)	1,344	
(その他)	1,100	消耗品費、教育研修費 他
合 計	1,354,043	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の数 普通株式 8,316,000 株

(2) 剰余金の配当

① 平成 30 年 6 月 18 日の定時株主総会における配当決議

・ 配当金の総額	91,476,000 円
・ 配当金の原資	利益剰余金
・ 1 株当りの配当金額	11 円
・ 基準日	平成 30 年 3 月 31 日
・ 効力発生日	平成 30 年 6 月 19 日

② 平成 29 年 6 月 19 日の定時株主総会における配当決議

・ 配当金の総額	8,316,000 円
・ 配当金の原資	利益剰余金
・ 1 株当りの配当金額	1 円
・ 基準日	平成 29 年 3 月 31 日
・ 効力発生日	平成 29 年 6 月 20 日

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)
(平成30年3月31日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
短期借入金	350
広島銀行	250
但馬銀行	100
信用取引借入金	735
日本証券金融	735
合計	1,085

(平成29年3月31日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
短期借入金	1,500
広島銀行	500
但馬銀行	1,000
信用取引借入金	1,086
日本証券金融	1,086
合計	2,586

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

	平成30年3月期			平成29年3月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産	—	—	—	—	—	—
(1) 株券	—	—	—	—	—	—
(2) 債券	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—
2. 固定資産	435	6,022	5,586	261	4,890	4,629
(1) 株券	335	5,936	5,600	161	4,803	4,642
(2) 債券	—	—	—	—	—	—
(3) その他	100	86	△ 13	100	87	△ 12
合計	435	6,022	5,586	261	4,890	4,629

(注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

- ① 株式 該当事項はありません。
- ② 債券 該当事項はありません。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

各事業年度の財務諸表については、監査法人はるかによる「会社法」第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく監査を受けております。

IV. 管理の状況

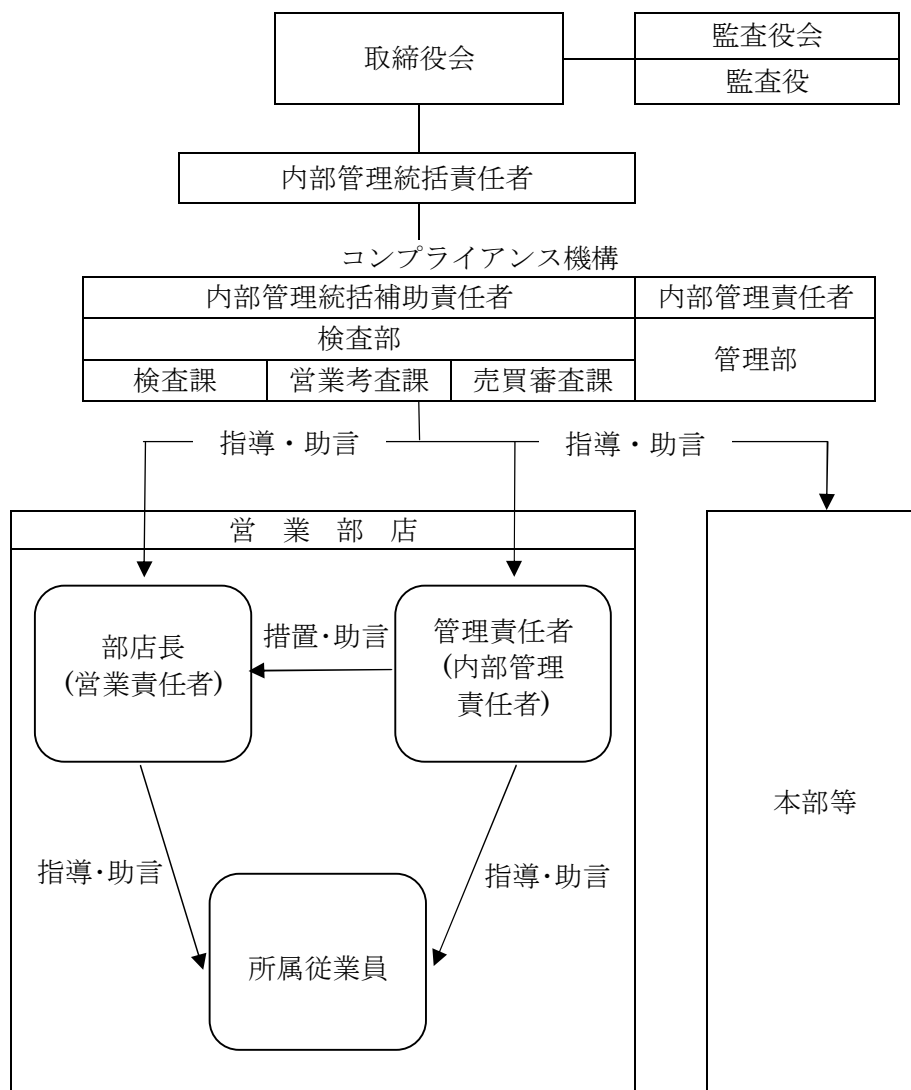
1. 内部管理の状況の概要

コンプライアンス体制

当社は、内部管理統括責任者を本部長とする管理本部を本店に設置して、同本部に属する管理部、検査部が連携して、社内における法令諸規則の遵守状況について適宜チェックを行い、その結果を内部管理統括責任者に報告し、重大事案が認められた場合は、内部管理統括責任者が、社長に報告し指示を受ける体制を敷いております。

営業部店の部店長及び内部管理責任者に対する、検査部による臨店指導を充実させ、証券事故やトラブルの早期発見および未然防止に努めております。

社内研修計画に基づき、役職員に対して定期的又は経常的に研修の実施、文書の配布等の適切な方法により、コンプライアンスに係る基本方針及び法令諸規則の周知徹底を図っております。



リスク管理体制

- ① リスク管理の基本方針であるリスク管理規程を中心とした社内規則等を設けており、その中で、ディーラー部門に割り当てるリスク限度枠、ポジション枠等を定めております。
- ② 当日の損益収支とポジションの状況について商品部がディーラー報告による報告書を作成し社長・管理本部長に提出しております。
- ③ 管理部においては、コンピューターによる損益収支表によって商品部が作成した報告書のチェックを行い厳重に管理しております。

内部管理部門の組織、部署別の業務分掌につきましては下記のとおりであります。

部 名	業 務 分 掌
管理本部	1. 管理部門全体の統括に関する事項 2. リスク管理に関する事項
検査部	(検査課) 1. 業務及び会計の検査に関する事項 2. 証券事故及び紛争処理に関する事項 3. 残高照合に関する事項 4. 主務官庁等の検査の立会い等に関する事項 5. 事務管理に関する事項 6. 分別保管に関する事項 7. リスク管理に関する事項 8. 前各項に付随する事項 (営業考査課) 1. 顧客の有価証券等の売買その他の取引等の状況の考査に関する事項 2. 営業員の営業活動における法令、諸規則の遵守の管理に関する事項 3. 顧客登録カードの管理に関する事項 4. 顧客宛郵便物の発送、管理に関する事項 5. 前各項に付随する事項 (売買審査課) 1. 金融商品の価格形成動向の監視に関する事項 2. 内部者取引に関する事項 3. 役職員の自己の有価証券取引等の管理に関する事項 4. 前各項に付随する事項
	(総務課) [総務に関する業務] 1. 株主総会及び取締役会に関する事項 2. 定款、規程等の制定及び改廃に関する事項 3. 当社の株式関係事務に関する事項 4. 取締役会等の付議資料の作成等に関する事項 5. 組織等の重要な規程、制度の制定及び改廃の立案に関する事項 6. 主務官庁団体に対する承認及び許可の申請、届出、報告等に関する事項 7. 社用印章に関する事項 8. 商業登記手続きに関する事項 9. 役員秘書に関する事項 10. 土地、建物等の不動産の取得及び管理に関する事項 11. 備品器具の取得及び管理に関する事項 12. 車両の取得及び管理に関する事項 13. 文書の発受、保管等に関する事項 14. タイプ印書等の印刷事務に関する事項 15. 防犯等に関する事項

管 理 部	<p>[人事に関する業務]</p> <ol style="list-style-type: none"> 16. 人事に関する事項 17. 就業規則及び服務規定の管理運用に関する事項 18. 主務官庁等に対する登録申請等に関する事項 19. 人事考課に関する事項 20. 給与、年俸調整金等に関する事項 21. 社会保険、健康保険組合に関する事項 22. 職員の教育訓練に関する事項 23. 職員の福利厚生に関する事項 24. その他当社の業務で他の課に属さない事項 25. 前各項に付随する事項 <p>(本店管理課)</p> <p>[経理に関する業務]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算事務及び財務についての諸報告書類の作成に関する事項 2. 税務に関する事項 3. 本支店経理統括に関する事項 4. 融資の斡旋に関する事項 5. 所有有価証券の管理に関する事項 6. 現金出納簿の帳簿、証憑類の作成及び保管に関する事項 7. 顧客勘定元帳等の法定帳簿作成に関する事項 8. 金銭の出納に関する事項 9. 取引所勘定との照合に関する事項 10. 資金及び有価証券の調達及び運用に関する事項 11. 本店及び本店以外の支店・営業所間の資金の受払いに関する事項 12. 預り金の管理に関する事項 13. 現金取引に基づく金銭及び有価証券の処理に関する事項 14. 社用印章の管理に関する事項 15. 顧客に対するキャッシング業務に関する事項 16. 信用取引等に関する事項 17. 譲渡性預金に関する事項 18. 商品有価証券の受払及び保管に関する事項 19. 金庫室及び鍵の管理に関する事項 20. リスク管理に関する事項 <p>[保管に関する業務]</p> <ol style="list-style-type: none"> 21. 有価証券の入出庫及び保管に関する事項 22. 株式の名義書換、提供などに関する事項 23. 保護預り口座、証券総合口座に関する事項 24. 取引残高報告書の発行に関する事項 25. 株券の受渡しの総括に関する事項 26. 受渡未済株券等に関する事項 27. 受渡株券の出納に関する事項 28. 債券、投信の元利金の受払の代行等に関する事項
-------	--

	<p>29. 事故株券及び事故債券の処理に関する事項</p> <p>30. 外国証券取引に関する事項</p> <p>31. 分別保管に関する事項</p> <p>[受渡に関する業務]</p> <p>32. 現金取引に基づく金銭及び有価証券の受渡し等の処理に関する事項</p> <p>33. 信用取引、発行日取引及び先物・オプション取引に関する事項</p> <p>34. 有価証券の受渡しに関する事項</p> <p>35. 顧客の受渡しの遅滞不履行に関する事項</p> <p>36. 前各項に付随する事項</p> <p>(支店・営業所：管理課)</p> <p>1. 庶務に関する事項</p> <p>2. 経理に関する事項</p> <p>3. 売買取引に関する事項</p> <p>4. 支店・営業所の管理業務に関する事項</p> <p>5. 前各項に付随する事項</p>
--	--

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成30年3月31日現在の金額	平成29年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	5,712	5,522
期末日現在の顧客分別金信託額	9,500	11,300
期末日現在の顧客分別金必要額	5,249	5,205

② 有価証券の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類		平成30年3月31日現在		平成29年3月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株券	株数	60,813千株	825千株	92,371千株	768千株
債券	額面金額	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受益証券	口数	17,909百万口	一百万口	19,406百万口	一百万口
その他	額面金額	—	—	—	—

ロ 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		平成30年3月31日現在	平成29年3月31日現在
		数量	数量
株券	株数	6,033千株	7,745千株
債券	額面金額	一百万円	一百万円
受益証券	口数	349百万口	331百万口
その他	額面金額	—	—

ハ 管理の状況

当社は、顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券及び顧客の計算に属する有価証券（以下「顧客有価証券」という。）について、次の各号に定める方法により確実にかつ整然と管理する。

- [1] 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券
 - {1} 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、転換社債型新株予約権付社債券（転換社債券を含む。以下同じ。）、投資証券、受益証券及び出資証券（以下「国内上場証券」という。）については、原則として、証券保管振替機構（以下「機構」という。機構から委託を受けたものを含む。以下同じ。）において、帳簿等により当社の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して保管する。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。ただし、当社金庫において国内上場有価証券等を保管する場合は固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管する。
 - {2} 顧客有価証券について、顧客の指示により転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換請求を含む。）等のため、発行会社（株主名簿管理人を含む。以下同じ。）へ提供したのものについては、当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客毎に直ちに把握できるよう当社の帳簿等により適宜管理する。
- [2] 国内上場外国有価証券
国内上場外国有価証券については、原則として、機構において、帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、管理又は混蔵して保管する。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。
- [3] 振替法に基づく振替決済制度において取り扱う社債、株式等
 - {1} 国債については、振替法の規定に基づき、日本銀行において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理する。
 - {2} 社債、株式等（{1}に規定する国債を除く。）については、振替法の規定に基づき、機構において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理する。
- [4] 転換社債型新株予約権付社債券及び[3]に規定する有価証券以外の国内債券及び新株予約権証券等原則として、当社金庫において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管する。ただし、大券で発行された証券及び株式ミニ投資など、単一券面を自己と顧客とが共有することとされており、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確に保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。
- [5] 投資信託受益証券
原則として、機構において混蔵して保管する。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理する。ただし、単一券面を自己と顧客とが共有することとなった場合など、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確な保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。
- [6] 累積投資商品
累積投資契約に基づき、単一券面を当社と当社の顧客とが共有している株券、債券及び受益証券等は、当社の帳簿等によりその保管場所等を明らかにし且つ他の有価証券と区分して保管又は管理する。この場合において、当社の帳簿等により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

[7] 海外の保管機関で保管又は管理されている有価証券

海外の保管機関において、保管又は管理されている有価証券については、アウトソーシングして固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、当社の帳簿等により固有有価証券分が直ちに判別できるよう管理する。

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はございません。

(2) 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客管理信託の状況

該当事項はございません。

② 有価証券の区分管理の状況

該当事項はございません。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

① 法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はございません。

② 法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はございません。

(4) 分別管理に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、金融商品取引法第 43 条の 2 第 3 項に基づき、顧客資産の分別管理の状況に係る分別管理監査（検証）として、監査法人はるかによる、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する合意された手続き業務を受けております。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 企業集団の構成

該当事項はございません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はございません。

最良執行方針

平成 17 年 4 月制定

平成 19 年 10 月改定

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F（株価指数連動型投資信託受益証券）及び R E I T（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 1 8 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

当社では、当該「取扱有価証券」のお取扱いは致しませんので、注文はお受けしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
- (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、お客様の注文の執行時点において、時事通信社の情報端末（当社の本支店の店頭で御覧いただけます。）に対象銘柄となる証券コードを入力して検索した際には、画面上に選定された金融商品取引所市場が、判別可能なように表示されますので、該当する金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算の方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

- (c) (a) 又は (b) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法
 - ② 投資一任契約等に基づく執行
当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
 - ③ 端株及び単元未満株の取引
端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法
 - ④ 制度信用取引をご利用される場合には、新規建ての制度信用取引を執行した市場においてその反対売買を執行する方法
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上

個人情報保護方針

平成 17 年 4 月制定
平成 27 年 9 月改定

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

1. （関係法令等の遵守）

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. （利用目的）

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

(1) 当社は、お客様よりお預かりしている個人情報等については以下の目的に特定して利用します。

- ① 有価証券の売買、募集及びそれに付随する業務（売買、利金、償還のご案内など）
- ② その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（保険の取次など）
- ③ 金融商品取引業者等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴について情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者への提供はいたしません。

(2) 利用目的の具体例

- ① 当社の金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ② 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ③ 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- ④ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- ⑤ お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑥ お客様との取引に関する事務を行うため
- ⑦ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑧ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑩ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑪ 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

3. （安全管理措置）

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

4. （継続的改善）

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

5. （開示等のご請求手続き）

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

6. (ご質問・ご意見・苦情等)

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口までお申し出ください。

本店 管理本部 電話：078-391-2182 FAX：078-391-5580

7. (認定個人情報保護団体)

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室 電話 (03-3667-8427)

(<http://www.jsda.or.jp/>)

なお、個人情報等の主な取得元および、外部委託している主な業務について、当社ホームページにて載せております。(<http://www.hikarishoken.com/>)

倫理コード

平成19年11月30日制定
平成21年 2月 2日改定

我々は、国民経済における資金の運用・調達の間である資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁より公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、当社の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。

このため、当社の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

1. 社会規範及び法令等の遵守
投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。
2. 利益相反の適切な管理
業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。
3. 守秘義務の遵守と情報の管理
法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。
4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践
良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。
5. 顧客利益を重視した行動
投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客にとって最善となる利益を考慮して行動する。
6. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行
仲介者として、常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。
会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘と顧客の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める。
さらに、顧客との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、顧客の利益に対して常に誠実に行動する。
7. 顧客に対する助言行為
顧客に対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。
関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、顧客に対して助言行為を行うことはしない。
8. 資本市場における行為
法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の倫理コードと照らし、その是非について判断する。
関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。
9. 社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上
資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為をしない。また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動する。
適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、協会会員に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

以上

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

- I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
(会社法362条第4項第6号)
取締役は、業務推進に係る事項のみならず、コンプライアンス(法令等諸規則の遵守)の重要性を認識し、コンプライアンスに係る基本方針を策定するなど、誠実かつ率先垂範してコンプライアンス体制の強化を図るものとする。法令等諸規則の遵守状況を総合的に管理するコンプライアンス管理責任者として内部管理統括責任者を任命する。

- II 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
 1. 内部管理統括責任者を本部長とする管理本部を本店に設置して、同本部に属する管理部、検査部が連携して、社内における法令諸規則の遵守状況について適宜チェックを行い、その結果を内部管理統括責任者に報告し、重大事案が認められた場合は、内部管理統括責任者が社長に報告し指示を受ける体制を敷く。
 2. 営業部店の部店長及び内部管理責任者に対する、検査部による臨店指導を充実させ、証券事故やトラブルの早期発見及び未然防止に努める。
 3. 社内研修計画に基づき、役職員に対して定期的又は経常的に研修の実施、文章の配布等の適切な方法により、コンプライアンスに係る基本方針及び法令諸規則の周知徹底を図る。

- III 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項。
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 1. 取締役は、その職務執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)、又は、その他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - (4) 取締役を決定者とする決定書及び付属書類
 - (5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 2. 取締役社長を、上記1における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者(以下、「統制監視責任者」という)とする。この統制監視責任者の任務には、会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
 3. 内部管理統括責任者は、統制監視責任者を補佐する。また、管理本部に上記情報管理の担当者(総務課員)を置き、上記1に定める文書その他の情報の保存及び管理について指導を行うものとする。

4. 上記1、に定める文書は少なくとも10年間は保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

IV 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

1. 経営の健全性・安定性を確保する上で、リスク管理体制の整備を重要課題に位置づけし、毎週初、本店会議室において、代表取締役社長を議長とし、各部門の責任者が、担当部署の業務状況を社長に直接、詳細に報告し協議をすることで、リスクを最小限に抑えるよう努める。また、そのうち重要な事項については取締役会に報告し、協議する体制を整備する。
2. 客観的に公正妥当と認められる合理的なリスク率及び限度枠（自己売買業務）を以下のように設定するとともに、その適用状況を把握し、適正な限度枠の範囲で業務運営する体制を整備する。
 - (1) リスク管理の基本方針であるリスク管理規程を中心とした社内規則を設け、その中で、ディーラー部門に割り当てるリスク限度枠、ポジション枠等を定める。
 - (2) 当日の損益収支とポジションの状況について商品部がディーラー報告による報告書を作成し社長・管理本部長に提出する。
 - (3) 管理部においては、コンピューターによる損益収支表によって商品部が作成した報告書のチェックを行い厳重に管理する。
3. 上記の他、以下のリスクにおいて事業の継続を確保するために、各部門に対し、緊急連絡網を利用し、社長を本部長とする危機管理本部を立ち上げ、瞬時に対応できる態勢を整備する。
 - (1) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - (2) 役員・使用人の不適正な業務執行により営業活動等に重大な支障を生じるリスク
 - (3) 基幹 IT システムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - (4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

V 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会の任命により、取締役及び執行役員の中から、営業本部、管理本部、ディーリング本部、投資運用サービス部の4部門に、本部長又は担当責任者を配し、責任所在を確立し、採用から経営まで各本部長又は責任者の管理監督のもと各部門の効率的な事業の展開を図る。その結果を定期的に取り締りが検証し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなど改善を促すことにより、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

VI 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項。

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)

監査役の職務を補助する組織を管理部、検査部とし、監査業務に必要な事項の調査を課員に直接命令することができるものとする。

監査役より調査命令を受けた課員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

VII 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を直接、すみやかに報告する。

VIII 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役会による各業務担当取締役及び重要な使用人から個別のヒヤリング等の機会を積極的に設け、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見を交換する機会を保障する。

監査役会に対して、独自に顧問弁護士を雇用し、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

IX 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役4名、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、等事業年度12回開催された。取締役会規程に基づき上程された各議案について審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換を行った。

また、検査部による臨店指導を充実させ、法令遵守状況を適宜チェックし内部管理統括責任者に報告している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録や取締役会議事録等の職務執行上の文書、その他の重要な情報は社内規程に基づき適切に保存、管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

毎週初に代表取締役社長を議長とした連絡会を開き、各部門の責任者が業務状況を報告、協議を行いリスクを最小限に抑えている。リスク管理規程を中心に社内規程を整備し、適切な対応を行っている。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の機能を強化し、経営効率を向上させるため、取締役会を原則月1回開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行っている。

5. 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役を含む監査役3名で構成されています。監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行います。また、取締役会及び重要な会議に出席するほか、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行いました。

以上